

● ● ● 練馬区福祉のまちづくり推進条例と
条例に係る取組みについて ● ● ●

令和4年2月18日

練馬区都市整備部建築課福祉のまちづくり係

練馬区の概要



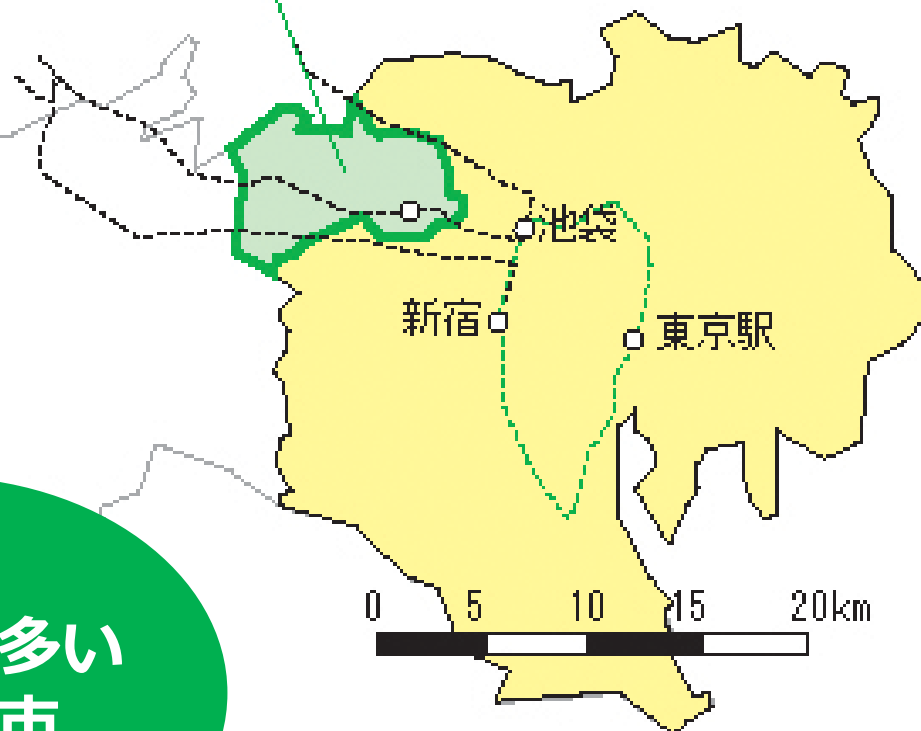
練馬区公式キャラクター ねり丸

練馬区

人口約74万人
(令和4年1月1日現在)
面積48.08km²

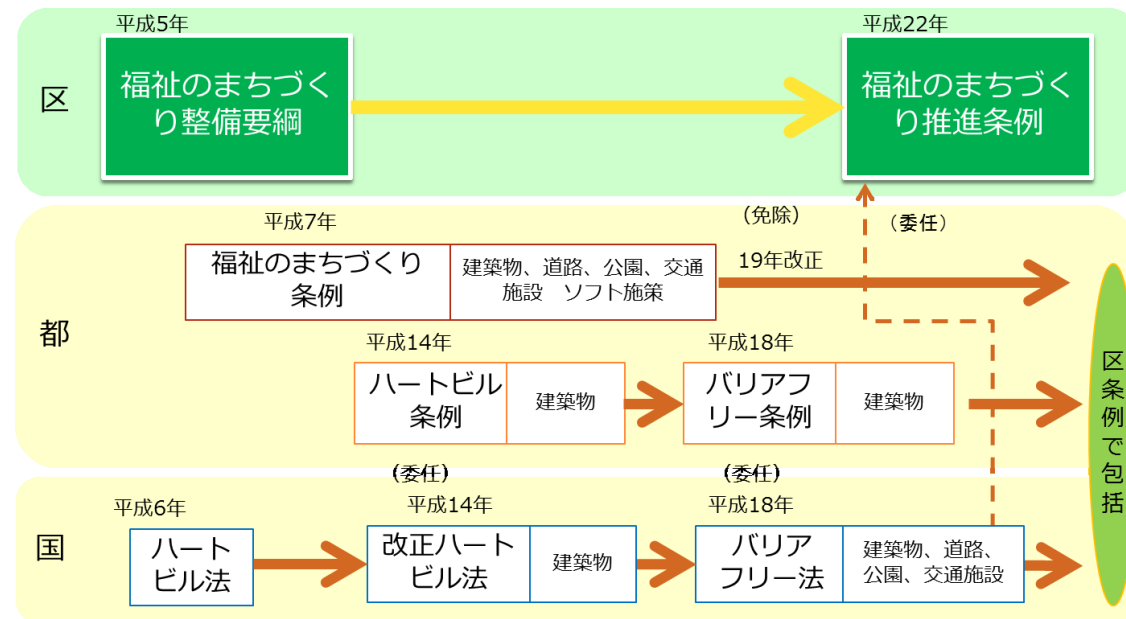
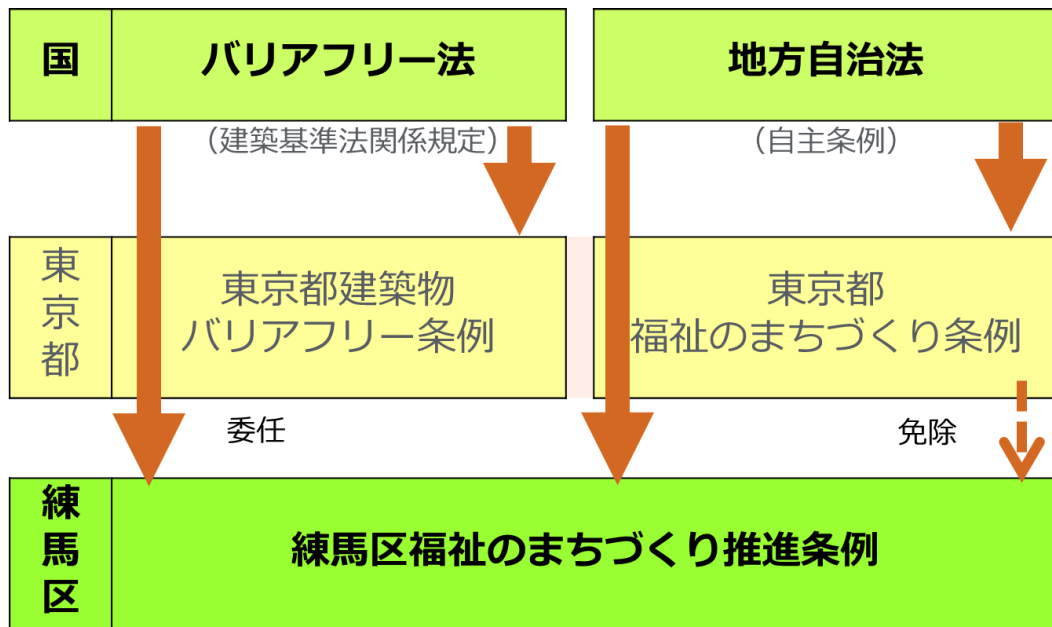
緑被率・農地面積
23区の中で1位

戸建ての多い
住宅都市



練馬区福祉のまちづくり推進条例について（概要）

- 区条例は、バリアフリー法の「委任条例」と、地方自治法に基づく「自主条例」の性格を合わせ持つ**総合型条例**です。
- 区条例は、建築物バリアフリー条例（都条例）、東京都福祉のまちづくり条例、練馬区福祉のまちづくり整備要綱の規定を整理し、「**一本化**」したものです。
- 区条例は、バリアフリー法に対し対象の拡大、基準の付加を行っています。



練馬区福祉のまちづくり推進条例について（策定経緯）

平成19年	6月	検討開始
平成20年	5月 10月	区民懇談会から検討委員会に「提案」 検討委員会から「基本的考え方」について区長へ報告
平成21年	5月 8月 11月	「区の基本的考え方」 「骨子案」 「素案」 をそれぞれ公表
平成22年	3月 10月	条例公布 条例施行



練馬区福祉のまちづくり推進条例について（条例の特徴）

①実効性の担保

- ・ 事前協議制により設計段階から整備の原則および整備基準を取り入れる
- ・ 完了検査を義務付け、実効性を高める

②地域性への対応

- ・ 対象規模の引き下げや建築物移動等円滑化基準の付加

③区民の意見聴取

- ・ バリアフリー整備について区民から意見を聞くことを条例に位置づけ

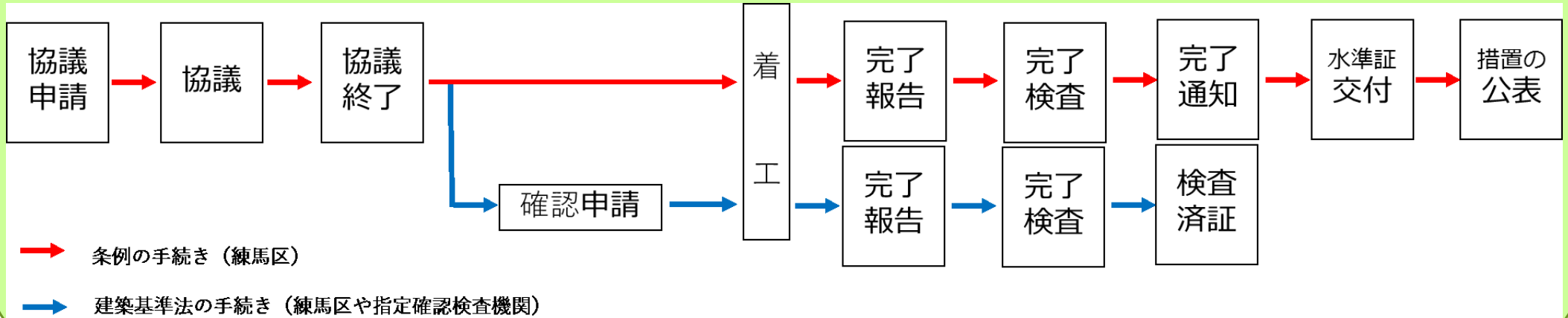
④既存建築物への取組み

- ・ バリアフリー整備基準への適合に努める
- ・ 事業者および区民等による福祉のまちづくり推進に対する支援（練馬区福祉のまちづくり整備助成事業）



練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ①実効性の担保)

実行性の担保のための手続きの流れ



【協議の内容】

整備基準への適合

- ・ 移動等円滑化基準に掲げる項目の他、洗面所、屋上・バルコニー、緊急時の設備、手すり等、多数が利用する部分等に関する整備

配慮指針への適合

- ・ すべての人がより安全かつ円滑に利用できるようするための指針
- ・ ユニバーサルデザインの考えを基に、施設の利用状況に応じた工夫や配慮等について例示したもの

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ①実効性の担保)

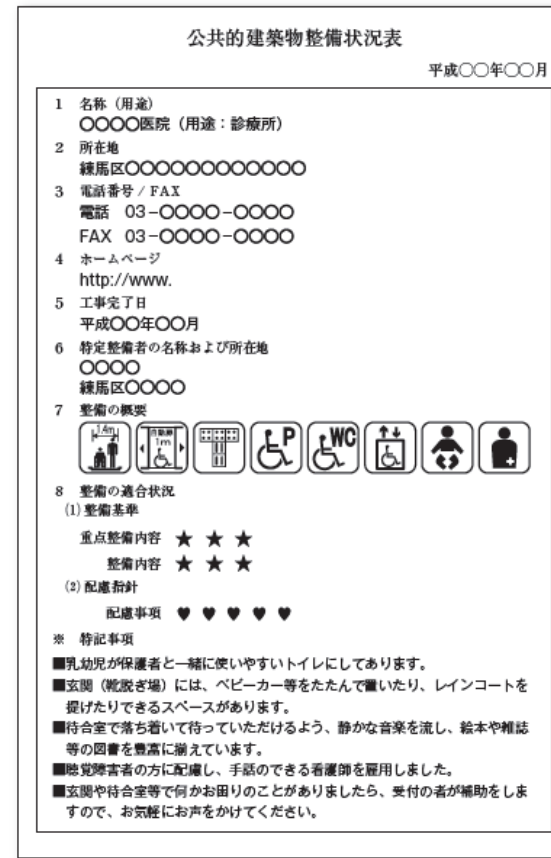
【安全かつ円滑な利用と普及啓発に役立てる仕組み】



整備水準証 (イメージ)

R2年度交付件数：137件

完了検査後に、整備の適合状況を★の数で表したものを建主に対して交付しています。

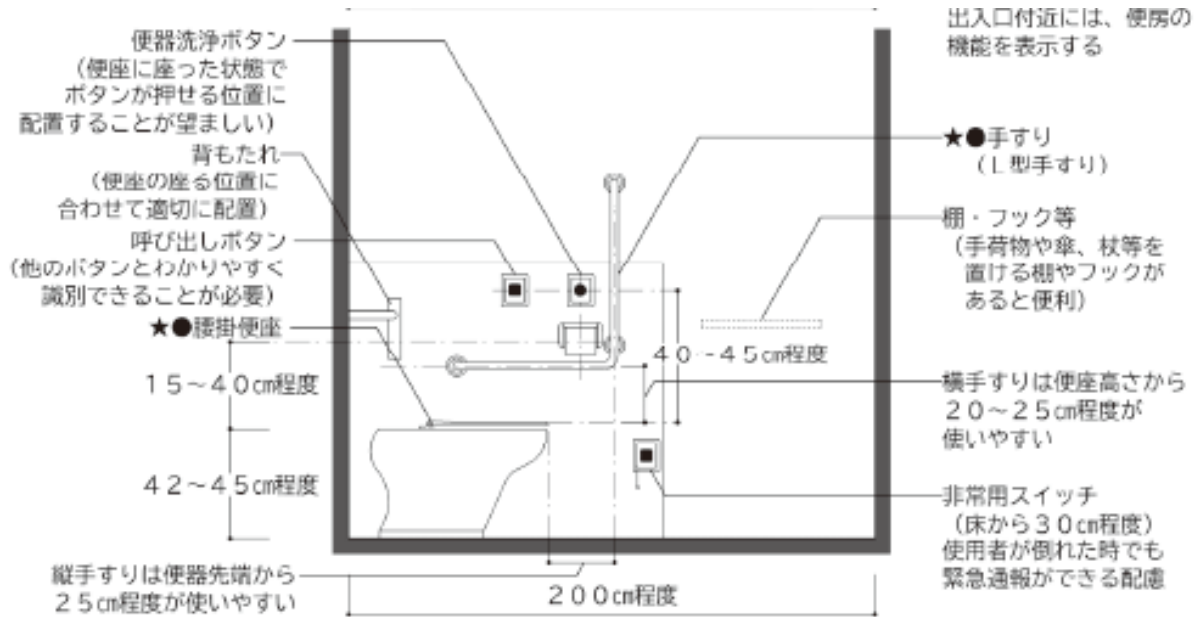


公共的建築物整備状況表 (イメージ)

R2年度公表件数：34件

建主の同意をいただけた場合には、この適合状況や配慮状況を整備状況表にまとめて、練馬区ホームページで公表しています。

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ①実効性の担保)



設計標準を参考に
にした解説等も
掲載。

施設整備マニュアルは、
ホームページでご覧
いただけます。

衛生機器等は直径150cmの円が内接できる(床面積2,000㎡以上の場合は直径180cmの円が内接できることが望ましい。)程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。(内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部のスペース(床上高さ40cm以上・奥行き20cmまでのスペース)と、交差していてもよい。)

洗面器等の設備機器は、便器の前方および側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。洗面台については「18.洗面所」を参照。

便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。

車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。

戸には、車椅子使用者が便房内から戸を開閉するための補助取っ手(横長やL字型)を設けることが望ましい。

原則として洗浄装置はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式の洗浄装置を設ける場合は、ボタン式の洗浄装置を併設する。

洗浄ボタンは便座に座った状態でボタンが押せる位置に配置することが望ましい。

大型ベッドを設ける場合、ベッド使用時の介助者のスペースや車椅子の置場を確保する。

【掲載場所】
練馬区役所トップページ
- 事業者向け - 事業者向け情報 - 土木・建築関係 - 建築指導など(建築課・建築審査課) - バリアフリーに関する手続き等について

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ②地域性への対応)

対象となる規模の引き下げ

※数字は委任条例の対象規模。

■太字は区が対象拡大

区分	公共的建築物	区条例		都条例
		協議	適合義務	適合義務
学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべて	すべて	すべて
医療施設等	病院または診療所(患者の収容施設を有するもの)	すべて	すべて	すべて
	診療所(患者の収容施設を有しないもの)、助産所、施術所、薬局	すべて	200㎡以上	500㎡以上
興行施設	劇場、観覧場、映画、演芸場など	すべて	1000㎡以上	1000㎡以上
集会施設	集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの)、公会堂	すべて	すべて	すべて
	集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの)	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上
展示施設等	展示場など	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべて	200㎡以上	500㎡以上
宿泊施設	ホテル、旅館など	すべて	1000㎡以上	1000㎡以上
事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて	すべて	すべて
	事務所(他の施設に附属するものを除く)	500㎡以上		
共同住宅等	共同住宅	1000㎡以上	1000㎡以上	2000㎡以上
	寄宿舍、下宿など	1000㎡以上		
福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて	すべて	すべて
運動施設・遊戯施設	体育館、水泳場など	すべて	1000㎡以上	1000㎡以上
文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべて	すべて	すべて
公衆浴場	公衆浴場	1000㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上
飲食店等	飲食店	すべて	200㎡以上	500㎡以上
サービス店舗	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行など	すべて	200㎡以上	500㎡以上
工業施設	工場など	1000㎡以上		
公衆便所	公衆便所	すべて	すべて	すべて
公共用歩廊	公共用歩廊	1000㎡以上	2000㎡以上	2000㎡以上
地下街	地下街	1000㎡以上		
複合施設	上記に掲げる公共的建築物の複合建築物の複合施設	1000㎡以上	2000㎡以上	2000㎡以上

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ②地域性への対応)

建築物移動等円滑化基準の上乗せ

廊下等	安全に歩行するために必要な高さ、空間を確保
便所	段差を設けない
	1以上の大便器を腰掛便座とし、便房に手すりを設置する
	立って着替えのできる設備を設置する
	ベッドその他の着替えのできる設備を設置する
敷地内通路	安全に歩行するために必要な高さ・空間を確保する
駐車場	車いす利用者用駐車場の床面は水平かつ平坦
移動等円滑化経路等	エレベーターのかご等の出入口にガラス窓を設置する
	敷地内通路に排水溝、集水ますを設けない

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ③区民の意見聴取)

条例における位置づけ

福祉のまちづくり推進条例 第22条

区立施設を建築する際には、整備基準および配慮指針に基づく整備に関して、区民の意見を聴取し、施設設計に反映するように努める。

区民意見聴取事業概要

高齢者や車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者、子育て層等多様なニーズのある方などからの意見を聴き、区立施設の施設設計に反映する仕組み。

- ・ 2000㎡以上の建築物の新築、増築、改築
- ・ 2500㎡以上の公園の新設

【実績 (平成20年度～令和2年度)】

建築物：23か所 公園・緑地：13か所



練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ③区民の意見聴取)

意見聴取事業実施の流れ

意見聴取

- ・対象施設や類似施設の見学・話し合い

【参加者】

- ・福祉のまちづくりサポーター等
- ・区の関係部署、設計者等

意見を集約し設計に反映させる

- ・意見の内容を整理
- ・設計へどう反映できるか検討

施設整備

完成後の検証

- ・対象施設の見学・確認、話し合い

【参加者】

- ・意見聴取に参加した区民
- ・区の関係部署、設計者等

検証結果のまとめ

- ・反映した結果への評価
(よかったこと、不足していること)
- ・完成後はじめて気づいたこと
- ・関係部署への報告

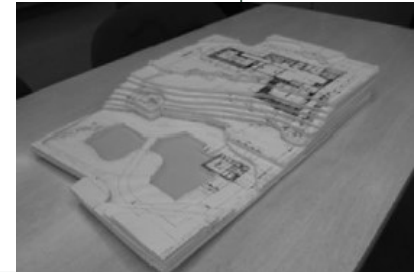
次の整備への反映

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ③区民の意見聴取)

意見聴取事業実施方法および留意点等

実施の際の手法

- ・ モニターは1施設あたり5～6名程度
- ・ 現場もしくは類似施設の見学を基本とし、適宜アンケートや立体模型等を利用
- ・ 施設見学等には、当事者にスタッフが1人ついてヒアリング



実施の際に気を付けていること

- ・ 参加していただく当事者の属性
(障害、性別等)が偏らないようにする。
- ・ 特定個人の意見に偏らないようにする。
- ・ 設計や工事の担当者への過大な負担を避ける。

実施の際に苦労していること

- ・ 参加していただく当事者の人選
- ・ 所管課や設計担当課へ趣旨が伝わりづらい場合がある。
- ・ (設計者) 予算や所管課要望等がある中で、できることが限られてしまう。

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ③区民の意見聴取)

区民意見聴取事業の事例紹介① - 1

豊玉第二中学校



校舎内側テラス

実施年度 意見聴取：平成23年度、 検証：平成29年度

概要 施設の老朽化や新たな教育需要等への対応に伴い、校舎の改築を実施

参加者 視覚障害者、聴覚障害者、電動車椅子使用者、杖歩行者、情緒障害児の保護者

実施方法 類似施設で現場確認、ヒアリング

段差をなくしてほしい。

迷う心配がないようにしてほしい。

トイレの男女の区別がすぐわかれるとよい。

サインは突き出しがよい。

特別教室でも車椅子で円滑に移動したい。

位置が確認できるようにしてほしい。

教室中の様子が視覚的にわかるとよい。

などなど……

エレベーターや車椅子使用者トイレ等の基本的なバリアフリー設備に加え、きめ細やかな配慮が取り入れられた。

区民意見聴取事業の事例紹介①-2

段差 2 cm以下で車椅子で通りやすく、視覚障害者に分かりやすい。縁のコントラストで視認性を確保するとともに、下足と上履きで床材を変え、足ざわりで位置の確認ができる。



段の縁を目立たせた玄関

来校者用
受付前



扉や壁の一部がすりガラスになっており、廊下から中の様子が確認できる。

特別教室内の通路幅を90 cm以上確保し、高さの調整ができる机を取り入れた。

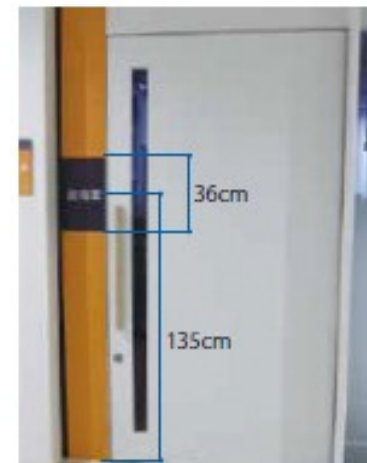


上：図書室、低い本棚
下：家庭科室、机の高さが調整できる



遠くからでもわかりやすいサインを設けたトイレ（生徒用）

<室名サインの寸法>



上：視覚障害者が触ってわかる
浮出しサイン



サインはコントラストを付け、誰もが見やすいよう、設置位置と大きさを統一した。遠くからも見つけやすいよう、壁・ドア全体をサインとして活用し、突き出し・浮き出し等様々な方法を併用している。

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ③区民の意見聴取)

区民意見聴取事業の事例紹介②-1

大泉さくら運動公園

実施年度 意見聴取：平成29年度、 検証：令和2年度
概要 需要の多い車椅子テニス対応のテニスコートを新たに整備
参加者 車椅子テニスプレーヤー
実施方法 類似施設で現場確認、ヒアリング



駐車場はダブルスでも問題なく利用できるよう、人数分確保してほしい。

荷物等を置きやすく、移動にも邪魔にならない可動式の長椅子等があるとよい。

麻痺に合わせて、左右対称のトイレがあるとよい。

テニスコートの外に出たボールをとれるようにしてほしい。

バックドアから荷物を出し入れするスペースが欲しい。

車椅子1台分入るような少し広めのトイレがあるとよい。

などなど……



意見を参考に随所に配慮が取り入れられるとともに、必要な時にスタッフが駆けつけてくれる等ソフト面の対応も図られた。



一般トイレの中に、男女1つずつ2,000mm×1,600mm程度の広めのブースが設置された。車椅子使用者用トイレと広めブースは、できるだけ左右対称の配置になるよう整備された。



テニスコートの外周は、フェンス下にネットが設置され、ボールが出ないように配慮された。



可動式の長椅子と審判台が設置された。庇や休憩設備の設置方法等は課題が残った。



インターホンを押すとスタッフが駆けつけてくれ、申請書等の処理ができるようになっている。

車椅子使用者駐車場は3台→4台に変更され、駐車設備の縁石から園路まで1,800mm以上のスペースが確保され、荷物の出し入れが安全にできるようになった。



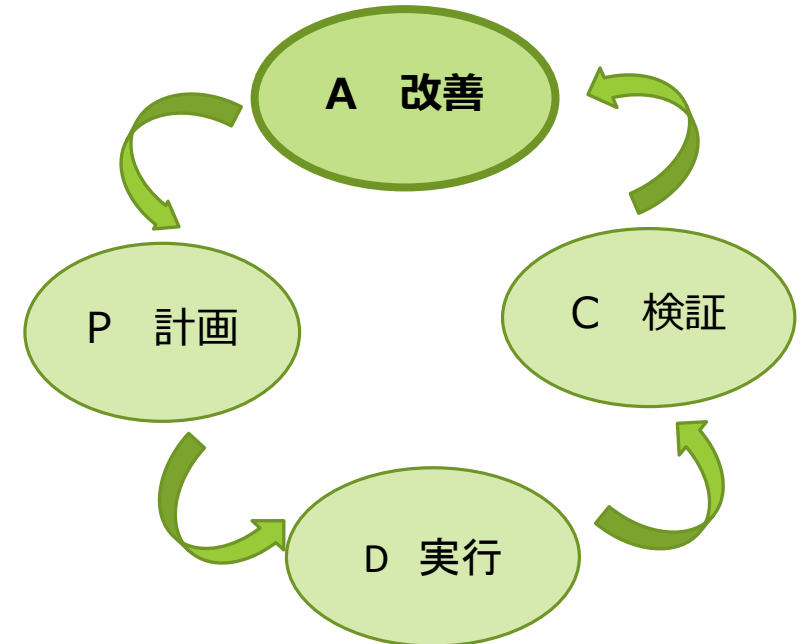
練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ③区民の意見聴取)

【区民意見聴取事業のポイント】

- 利用者のニーズをきちんと聴く。
- 良い整備を積み上げていくこと。
- 「あと一歩!」「もう少しこうだったら…」という意見を大切にし、次の整備に活かすこと。

【区民意見聴取事業における課題】

- 検証で出された問題点の庁内共有
- 施設種別ごとの問題点の集約
- 整備後の施設管理者の理解
(手すりの前に障害物が置かれている等)



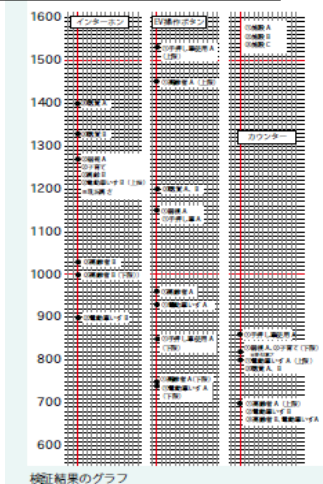
練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ③区民の意見聴取)

区民意見聴取事業に基づく普及啓発の取組み

ユニバーサルデザインの整備事例と設計のヒント集1~3



検証結果の紹介



ミニコラム 意見聴取での高さ検証について

カメラ付きインターホン等の高さは、区の整備マニュアルにも明確な基準がありません。このため、現在ヒアリングを重ねデータを収集しています。

これまで3回の高さ検証を実施。実物を使ったり、実物がない時には、寸法の入ったマス目用紙を壁に貼って検証しています。インターホンやエレベーターの呼び出しボタン、カウンターの高さについて、どの高さが押しやすいか、使いやすいか、実際に手を伸ばして確認しながら意見を伺っています。

現況の高さで問題ないという意見と、車いす使用者や高齢者にとっては少し高すぎるという意見もありました。その結果が左図になります。

今後も、このような細かな検証データを集め、目安となる数値等を検討することで、多様な属性に配慮した使いやすい建物や公園設計につながることを期待しています。



ユニバーサルデザインのまちづくりの計画・設計に携わる方の参考として、意見聴取事業の取組みを事例集としてまとめたもの。

多様なニーズがあることを知ってもらうきっかけとしても活用している。

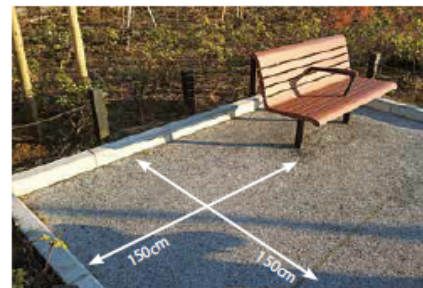
整備事例の紹介



ベビーカーや車いすと並んで休憩できるベンチがほしい。

ベンチ横の広いスペース

ベンチ横にベビーカー、車いす、シルバーカーなどを横付けできるスペースを確保しました。園路際から後退した箇所にあるため、通行の妨げを気にせず、くつろげます。



車いす使用者が回転(360度)できる広さを確保



せっかくスペースを設けても、奥行きが足りない場合があるが、幅・奥行ともゆとりがある。(車いす・電動)

ヒント集は委託事業者のホームページでも公開
【みどりのまちづくりセンターホームページ】
https://nerimachi.jp/about/post_42.php

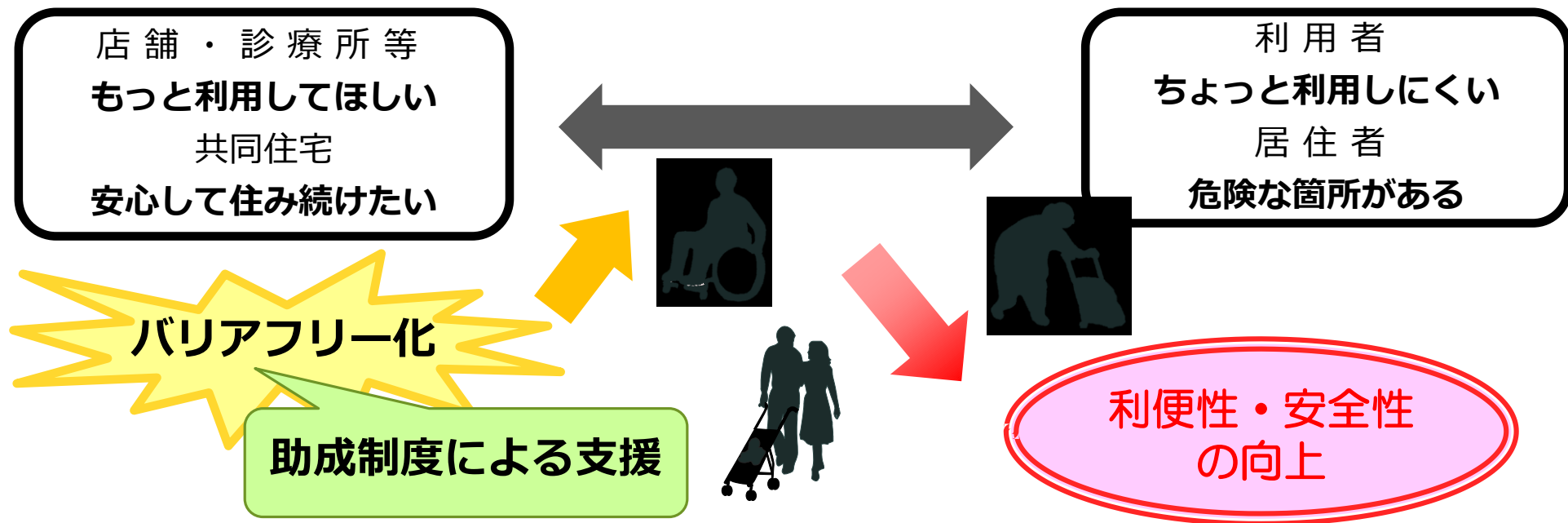
みどりのまちづくりセンタートップページ - 発行物等
- ユニバーサルデザインに関すること から検索

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ④既存建築物への取組み)

□法令等施工前からある建築物についても、維持管理に努めるとともにバリアフリー化整備に努める。

□福祉のまちづくり推進条例で定める用途の既存建築物のバリアフリー整備を行う事業主等に対し、バリアフリー整備に係る経費の一部助成を実施。

(福祉のまちづくり整備助成事業)



練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ④既存建築物への取組み)

福祉のまちづくり整備助成事業について

目的

建築物の改修等を行う事業主等に対し、バリアフリー化を目的とした建築物の整備に要する費用の一部を助成することにより、建築物の利用上の利便性および安全性の向上を図り、もって年齢、性別、および障害の有無等にかかわらず様々な人々の自立と社会参加を促進すること

用途および規模

診療所（内科、歯科など）

店舗

物販店（スーパー、薬局など）

飲食店（喫茶店、そば屋など）

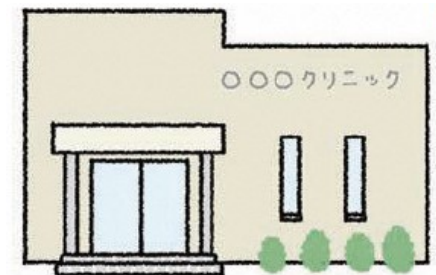
サービス店舗（美容院、理容院など）

公衆浴場（銭湯）

共同住宅（分譲、賃貸）共同住宅部分が延床面積1000㎡以上

※平成15年3月末までに
竣工・用途変更

※多数の方が利用する建物



練馬区福祉のまちづくり推進条例について

(条例の特徴 ④既存建築物への取組み)

対象となる整備

整備事例

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | トイレ | : 洋式化、車いすトイレ設置 |
| 2 | 階段・傾斜路 | : 手すり |
| 3 | 段差解消 | : スロープ設置 |
| 4 | 玄関扉 | : 自動ドア化 |
| 5 | 外構・階段の床 | : 滑りにくい仕上げ |
| 6 | 簡易スロープの設置 | |

助成金額

(床面積)	0㎡	200㎡	1,000㎡
<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所 ・ 物販店舗 ・ 飲食店 ・ サービス店舗 	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>30万円 (区独自基準) もしくは</p> <p>5万円 (簡易設備)</p> </div>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 銭湯など 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同住宅 			<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>50万円 (法基準)</p> </div>

※上記限度額かつ対象額の1/2まで。

※区独自基準は、バリアフリー法基準よりも緩和。



練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ④既存建築物への取組み)

福祉のまちづくり整備助成事業の流れ

- ① バリアフリー整備の相談 **【現地調査】**
- ↓
- ② 助成申請・助成決定
- ↓
- ③ 工事契約
- ↓
- ④ 工事契約の報告
- ↓
- ⑤ 工事着手
- ↓
- ⑥ 工事完了を区へ報告 **【完了検査】**
- ↓
- ⑦ 工事代金の支払い
- ↓
- ⑧ 助成金の請求
- ↓
- ⑨ 助成金の交付

※工事契約の前に申請が必要

※年度内に工事を完了し区に請求することが必要



整備完了後、交付決定通知書とともに整備ステッカーを交付

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (条例の特徴 ④既存建築物への取組み)

福祉のまちづくり整備助成事業改修事例



商業施設のトイレを車椅子使用者トイレに改修。

従来は男女トイレ1つずつあったが、男子トイレ部分を車椅子使用者トイレに、女子トイレ部分を2つに分け男子トイレと女子トイレを設けた。



診療所の外構部。

大きな段差になっているところを、スロープと階段にし、段の部分に手すりを設置した。

併せて、重い開き戸だった部分を自動ドアに変更した。



リーフレットを作成し、地域のお店や診療所等に制度の周知を行っている。

練馬区福祉のまちづくり推進条例について (その他の取組み)

区民参加・区民協働につなげるための取組みを実施

研修の実施

バリアフリー整備を進める技術者を養成するための技術者向け研修会や、バリアフリーやユニバーサルデザインについて理解してもらうための区民向けの研修会の企画運営。

練馬区建築課主催 令和3年度ユニバーサルデザイン講座

だれもが自由に出かけられる環境をつくるために、**建築**にできること

全3回のプログラムで、使う人の目線に立った整備の工夫を学びます。

対象
・工務店の方
・設計者の方
・店舗経営者の方
・ユニバーサルデザイン(UD)やバリアフリーに関心のある方
※参加費がなくても受講できます

参加費無料 1回のみ受講も可

1 入門編 UDを考える話し合う 10/3 (日) 13:30~17:00 川内 英寿 氏 練馬大学人間科学部健康福祉学系 准教授 ※当事者からのお話・意見交換 会場：区民協働のまちづくりの広場 定員 15名 (抽選)	2 初級編 バリアフリー整備の基礎を知る 11/4 (木) 18:30~20:30 横田 雅也 氏 一般社団法人 日本ユニバーサルデザイン協会 理事 清水 伸吾 氏 特定非営利活動法人 心しなほほの福祉会 理事長 定員 30名 (定員)	3 中級編 最新の動向や設計事例を知る 令和4年 2/4 (金) 14:00~16:00 高橋 壽平 氏 東京大学 准教授 定員 30名 (定員)
---	--	---



普及啓発事業の実施

福祉のまちづくり整備助成事業について広く周知するためのパネル展の開催。

スロープ設置やトイレの洋式化で、子どもからお年寄りまで安心

限られたスペースでも洋式化の改修をした事例もあります

Before: 改修前
段差あり

After: 改修後
助成を活用
簡易スロープを購入し、設置しました

Before: 改修前
84.5cm
90.5cm

After: 改修後
助成を活用
手すりを設置しました

Before: 改修前

After: 改修後
助成を活用
洋式便器を設置しました

創業45年 T栄登屋さん
区職員の皆さんがお店まで来て、丁寧に相談に乗ってくれました。

創業40年 A飲食店さん
お客さんから、使いやすくなったとお声をいただきました。

福祉のまちづくりにおいて、様々な取組みを通して、区民参加・区民協働の実現を...